

# 事業主の皆さんへ

人一人でも雇ったときは、労働保険の届出が必要です。(加入義務)

労働  
保険

(加入義務)

とは  
=

労災  
保険

従業員等のお仕事  
中のケガ、通勤中にケガ  
をしたときの保険給付

と  
+

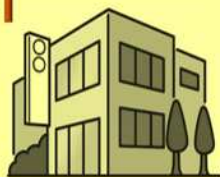
雇用  
保険

従業員等の失業  
予防、再就職の  
ための保険給付

従業員等を守る国の保険給付

事業所

大丈夫...!!  
加入します!!



中小事業主等

心配...!?  
労働保険  
加入できる  
のかなあ?!



従業員等

雇用

正社員、パート、  
アルバイトなど



(採用)

事業主は、  
労災保険  
の加入が  
できませ  
ん。

但し

労働保険加入の届出(加入義務)

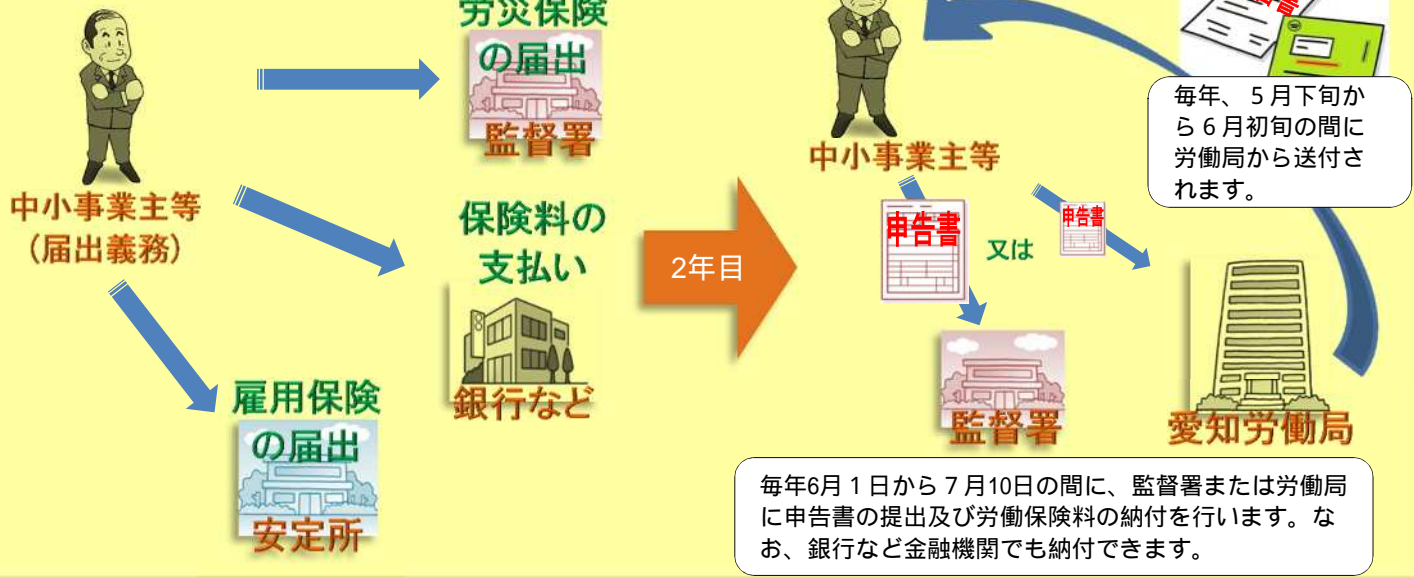
中小事業主さん限定で、特別に労災保険の加入ができます!(特典)・・・  
《労働保険事務組合に委託したときのみ限定です!》

- 委託した事業主は、通常加入することができない労災保険に、従業員と一緒に現場で働いている場合に限って、労災保険に加入できます。(労災保険の特別加入)
  - ◆労働保険事務処理の負担が軽減されます。
  - ◆労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
  - ◆委託事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

労働災害等から大切な労働者・家族を守ります!!  
国の保険(加入義務)、労働保険!!



# 労働保険の届出



# 労働保険事務組合に委託できる中小事業主の規模

金融業、保険業、  
不動産業、小売業

常時使用する労働者  
**50人以下**  
の事業主

卸売業、サービス  
業(清掃業、火葬業、と畜  
産業、自動車修理業、機  
械修理業除く)

常時使用する労働者  
**100人以下**  
の事業主

金融業、保険業、不動産  
業、小売業、卸売業、サー  
ビス業以外の業種

常時使用する労働者  
**300人以下**  
の事業主

委託していただくと労働保険の書類の届出は、事業主に代わって、労働保険事務組合が行います。



# 労働保険の費用徴収制度 (加入手続きを忘れずに)

労働保険は、国が管理する強制保険です。労働者(従業員等)を一人でも雇ったときは、労働保険の手続きが必要です。



重大な過失や労働局から労災保険の加入手続き指導等を受けたにもかかわらず、手続きを怠っていた場合、お仕事中のケガ、通勤中のケガ等が発生したとき、ケガをされた労働者へ支払われる労災保険給付の保険給付額の40%~100%を、労災保険未手続事業主に対して費用徴収をします。

(労災保険法第31条第1項)